第5章 景観まちづくりのための制限

(景観法第8条第2項第2号関係「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」)

事前の届出対象行為と届出を要する規模、届出対象行為ごとの制限(景観形成基準)を定めます。

なお、本町の良好な景観の形成に大きく影響を及ぼすものに対して事前の届出対象としますが、届出対象とならない行為や規模についても、景観形成基準に適合するよう努めてください。

1. 届出の対象となる行為

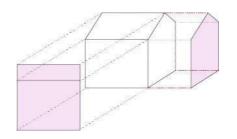
以下のいずれかに該当する行為を行う場合には、町長への届出を必要とします。

種別	届出対象行為	規模
建築物	新築、増築、改築、	高さ 10m以上または延床面積 500 ㎡以上
※ 1	移転	
	外観を変更する修	前記の規模で外観を変更することとなる見付面積(※
	繕、模様替え、色	2) の合計が全体の 1/2 以上となるもの
	彩変更	
工作物	新築、増築、改築、	〇搭状工作物
※ 1	移転	高さ 10m以上(電柱類を除く)
		〇垣、柵、塀、擁壁等
	外観を変更する修	高さ2m以上のもの(柵や擁壁が複合している場合
	繕、模様替え、色	は合計の高さ)
	彩変更	〇太陽光発電施設等※3
		太陽電池モジュールの合計が 500 ㎡以上のもの
開発行為	都市計画法第4条	開発面積が 1,000 ㎡以上のもの
	第 12 条項に規定	
	する開発行為	
土地の形質	土地の開墾及びそ	行為に係る土地の面積の合計が 500 ㎡以上のもの
の変更	の土地の形状の変	※農林業を営むためのもの(土地の開墾、水面埋立、宅地
	更	造成を除く)、土地改良法による土地改良事業は対象外
木竹の伐採		伐採面積 1,000 ㎡以上のもので、伐採後に林地開発を
		行うもの。天然更新・植林を行うものは対象外
土砂の採		行為に係る土地の面積の合計が 500 ㎡以上のもの
取・鉱物の		
採掘		

- ※1 以下の場合は除外行為とします。
 - ・仮設の建築物の建築など
 - ・災害・事故・火災などにより施設が損壊した場合における緊急的な機能回復または維持に 必要な工作物の新設、増設、改築または移転
 - ・地下に設けるもの

※2 見付面積

風を受ける建物の面積のこと。



※3 太陽光発電施設等とは、以下のものとします。

「太陽電池モジュール」

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電気的に接続したものを長期間の使用 に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置 するための枠等を取り付けたもの

「パワーコンディショナ」

太陽電池からの直流電力を一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連係運転や自動運転に必要な各種保護・制御機能を備えたもの

「架台」

太陽電池モジュールを屋根や地面に固定するために用いる構造体

2. 景観形成基準

良好な景観形成のための基準は次のとおりとします。

建築物

配置規模

- ○「みどりと里山ゾーン」と「居住と田園ゾーン」の特性にあわせた周辺の山 なみや街なみの連続性に配慮した配置、高さとなるよう努める。
- ○主要な視点場から展望する場合、著しい妨げにならないような配置、高さとなるよう努める。

【太陽光発電設備を建物の屋根や屋上に設置する場合】

- ○勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の最上 部を超えないよう努め、屋根と一体化させるように工夫する。
- ○陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるよう努める。

形態 意匠

- ○背景にある豊かな自然景観に配慮し、外壁に自然素材や自然素材を模した ものを使用するなど周辺と調和するよう努める。
- ○周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面をできるだけ避け、形態 の工夫などで圧迫感を感じさせないよう周辺の景観に与える影響を軽減す るよう努める。

屋外 設備 など

○道路など公共の場所から容易に目にすることのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し同調して目立たないように工夫する。

色彩

○「みどりと里山ゾーン」と「居住と田園ゾーン」の特性にあわせた周辺の 景観と調和するような色彩とし、以下の色彩基準に適合したものとする。 【色彩基準】

(建築物の色彩)

○外観の壁、屋根はそれぞれ以下のマンセル値の範囲内とする。

部位	色相	明度	彩度(基準値)	彩度(推奨値)
P立	0R~5Y	7.5 以下	4 以下	3 以下
壁	その他	7.5 以下	2 以下	2 以下
屋根	0R~5Y	6 以下	3 以下	
	その他	6 以下	2 以下	

- ※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。
- ※寺社仏閣ならびに景観向上に大きく寄与するとして町長が特別に認めたもの については、本基準の適用を除外する。
- ※畜産業に供する施設のうち、施設機能上基準に適応しにくいものは、その都 度協議を行い決定する。

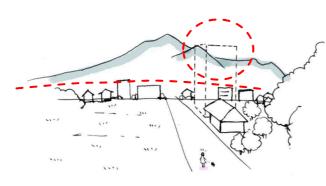
(屋根や屋上に設置する太陽光発電設備)

- ○太陽電池モジュールの色彩は、「黒色又は濃紺色」若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用する。
- ○架台や枠の色彩は、太陽電池モジュール部分と同等とし、素材は低反射のも のを使用する。

外構 緑化

- ○道路など公共の場所から容易に目にすることのできる敷地では、周辺や背景の自然景観と調和するよう緑化に努める。
- ○商業や工業施設などの駐車場は、殺風景とした印象とならないよう敷地内 の緑化による修景に努める。
- ○安全面に十分配慮し、既存の樹木をできる限り保全するよう努める。
- ○塀や柵などを設ける場合には、閉鎖的なものは避け、植栽、自然素材のもの などを用いるよう努める。
- ○安全面に十分配慮し、地域の景観として特徴づけられている石垣はできる限り保全に努める。

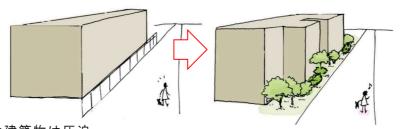
■建築物の配置、高さの工夫と配慮



山の稜線を分断していると、せっ かくの眺めが台無しです。

建物や屋根の形や高さがそろっていると、まとまり感があるように見えます。

■大規模な建築物の外壁の工夫と配慮



大規模な建築物は圧迫 感を与えやすい。

より印象を和らげるための例

- ・建物の形を工夫する。
- ・植栽により見える範囲を小さくする。

■建築物の屋根や屋上に設置する太陽光発電施設



勾配屋根の場合は、建築物の屋根と一体化するよう最上部を超えないように配置する。



陸屋根の場合は、最上部をできるだけ低く設置するかルーバーなどにより目立たないように工夫する。

■外構・緑化の工夫と配慮



建物の周辺は地域の素材や、植栽などにより、周辺との調和を図る。



駐車場などはできる限り緑化に努める。

工作物

配置 規模

- ○「みどりと里山ゾーン」と「居住と田園ゾーン」の特性にあわせた周辺の 山なみや街なみの連続性に配慮した配置、高さとなるよう努める。
- ○主要な視点場から展望する場合、著しい妨げにならないような配置、高さとなるよう努める。

【地上に太陽光発電施設等を設置する場合】

- ○周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路、公園、歴史的資源などの 公共の場所から目立たないよう工夫する。
- ○尾根線上、傾斜地、高台又は棚田周辺での設置はできる限り避ける。

【送電用や通信用の鉄塔、その他これらに類するもの】

○できる限り他の事業者との共同設置や共用化等について協議し周辺への影響に配慮する。

形態 意匠

- ○背景にある豊かな自然景観に配慮し、外観に自然素材や自然素材を模した ものを使用するなど周辺と調和するように努める。
- ○周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面をできるだけ避け、形態 の工夫などで圧迫感を感じさせないよう周辺の景観に与える影響を軽減す るよう配慮する。

屋外 設備 など

色彩

○道路など公共の場所から容易に目にすることのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、本体と一体化し同調して目立たないよう工夫する。

○周辺の自然景観やまちなみと調和するような色彩とし、以下の色彩基準に

適合したものとする。

【色彩基準】

○工作物の外観はそれぞれ以下のマンセル値の範囲内とする。

部位	色相	彩度(基準値)		
外観	0R~5Y	4 以下		
	その他	2 以下		

※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する

(地上に設置する太陽光発電設備)

- ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和 する光沢の少ない低明度かつ低彩度のものを使用する。
- 〇架台や枠の色彩は、モジュール部分と同等とし、素材は低反射のものを使用する。
- ○パワーコンディショナなど付属設備の色彩は、周辺の景観と調和する色彩 とする。

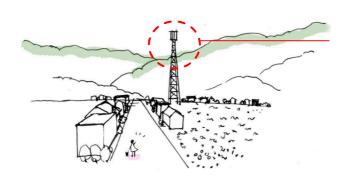
(鉄塔等)

〇亜鉛メッキ色または、設置場所により背景に溶け込むような色彩とし、低 光沢の仕上げとする。

背景	明度	彩度	仕上げ
空の場合	N7 程度	_	抵光沢
樹林地の場合	8 未満	1 以下	担儿八

	(フェンス・柵)
	○鉄塔の基礎部分や設備機器類を遮蔽するために設けるフェンスや柵の色彩
	は、亜鉛メッキ色(低光沢)または茶系(10YRを推奨)で中・低明度、低
	彩度のものとする。
外構	○道路など公共の場所から容易に目にすることのできる敷地では、周辺や背
緑化	景の自然景観と調和するよう緑化に努める。
	○安全に配慮しながら既存の樹木をできる限り保全する。
	○塀や柵などは植栽と一体となった意匠となるよう努める。
	○太陽光発電施設等や鉄塔等の周囲は、生垣の設置などにより緑化に努める。

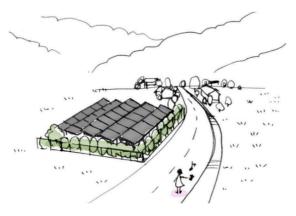
■工作物の配置と高さの工夫と配慮



山の稜線を分断していると、せっかくの眺めが台無しです。

道路から見えにくい位置や山の 稜線を遮らないような位置を選定 するよう努める。

■地上に設置する太陽光発電施設の工夫と配慮



地域で大切に思っている視点場から 太陽光発電が見えると、せっかくの眺め が台無しです。

やむをえず視点場や道路から目立つ 場所に設置する場合には、植栽などに周 囲から見えにくくなるよう努める。



開発行為、土地の形質の変更

- ○土地の造成を行う際は、地形をいかし地形の改変が最小限となるよう努める。
- ○樹木の伐採は極力抑え、周辺との調和を図るため必要に応じて周囲に中低以上の木を 植栽するなどできる限り緑化を行う。
- 擁壁については、自然石、自然石を模したブロックや植栽などにより目立たないよう 工夫する。

■開発行為における工夫と配慮

- ・周辺は、高木や低木など十分な緑化 に努める。



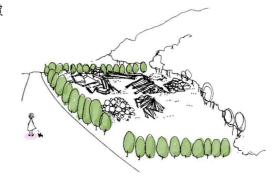
土石の採取、鉱物の採掘

- ○道路など公共の場所から容易に目にすることのできる場所では、地肌の露出が目立た ないように採取、採掘の位置等の工夫を行う。
- ○既存の樹木などはできる限り保全、活用する。
- ■土石の採取、鉱物の採取における工夫と配慮
 - ・道路など公共の場所から見えにくくなるよう植栽もくしは景観に配慮した柵 や塀などで遮蔽に努める。
 - ・採取、採掘後は緑化など修景に努める。



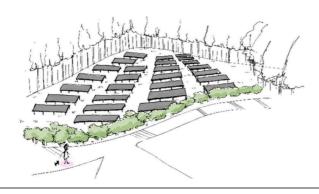
屋外における物件の集積

- ○道路など公共の場所から容易に目にすることのできる敷地では、周辺や背景の自然景 観と調和するように緑化に努める。
- ○堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行うなど配慮する。
- ■屋外における物件の集積における工夫と配慮
 - ・道路など公共の場所から見えにく くなるよう植栽もくしは景観に配 慮した柵や塀などで遮蔽に努める。
 - ・堆積物は整理し、できる限り低く配 置する。



木竹の伐採(天然更新・植林を行うものは対象外)

- ○道路など公共の場所から容易に目にすることのできる場所の林地開発を行う場合は、 伐採面積が最小限となるよう努め、伐採の場所や方法、伐採後の植栽等で周辺との景 観との調和に配慮する。
- ■木竹の伐採における工夫と配慮

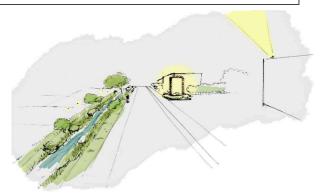


・林地開発を行う際は、道路等の公 共の場所から見えにくくなるよう 植栽もくしは景観に配慮した柵や 塀などで遮蔽に努める。

特定照明

- ○星空が美しい場所、ホタルが飛ぶ時期など地域の夜間景観を損なわないよう、過度の明るさや色彩の照明を用いないよう配慮する。
- ○過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。
- ○ネオンや動きのある照明はできる限り使用しないこととし、やむを得ず使用する場合 は、期間や時間帯に十分配慮する。

「特定照明」とは、景観法施行令第4条に 定義される「特定照明」のことで、夜間に おいて公衆の観覧に供するため、一定の期 間継続して建築物その他の工作物 または物件の外観について行う照明



その他機器

○自動販売機を道路など公共の場所から容易に目にすることのできる場所に設置する場合は、周辺の自然景観やまちなみと調和するような色の選定に配慮し、自然素材で 囲うなどできる限り工夫する。

